	おいて準用する場合を含む。）、第三百四十六条第六項（第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第四百五十八条第七項（第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四百七十七条第三項、第六百一条第八項（第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二第六項、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項において準用する場合を含む。）、第七百六条の二第二項並びに第七百十八条の十第二項ただし書の規定（これらの規定中充当に係る部分に限る。）その他政令で定める規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金又は過誤納金（以下この条において「還付金等」という。）	
第十七条の二第一項第四号	市町村が徴収した地方団体の徴収金に係る還付金等（第二号に該当するものを除く。）の還付	特別過誤納金等の支払
第十七条の二第五項	当該還付金等	当該特別過誤納金等
	還付金等の還付	特別過誤納金等の支払
	当該還付を	当該支払を
	当該還付金等	当該特別過誤納金等
第十七条の二第六項	還付	支払

（住民基本台帳法の一部改正）

第十四条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第二の二の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。

別表第四の一の八の項中「条例」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律及び会社更生法の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「地方税」の下に「及び森林環境税」を加える。

一　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第七十六条及び第二百四十二条

二　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百二十九条

（民事再生法の一部改正）

第十六条　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二百四十一条第二項第四号中「給与又は」を「給与若しくは」に改め、同項第七号イ中「及び個人の市町村民税」を「、個人の市町村民税」に改め、「特別区民税」の下に「及び森林環境税」を加える。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十七条　特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十三条第一号ニ中「地方揮発油税」の下に「、森林環境税」を加え、同条第二号イ中「交付金をいう」の下に「。以下同じ」を、「地方揮発油譲与税の譲与金」の下に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による森林環境譲与税の譲与金（以下「森林環境譲与税譲与金」という。）」を加える。

附則第四条第三項中「においては」を「には」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　交付税特別会計において、平成三十一年度から平成四十三年度までの各年度において、森林環境譲与税譲与金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成三十一年度にあっては二百億円を、平成三十二年度にあっては四百億円を、平成三十三年度にあっては六百億円を、平成三十四年度にあっては九百億円を、平成三十五年度及び平成三十六年度にあっては千二百億円を、平成三十七年度から平成四十年度までの各年度にあっては千二百億円から毎年度二百億円を順次控除して得た金額を、平成四十一年度から平成四十三年度までの各年度にあっては四百億円から毎年度百億円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

3　交付税特別会計において、平成三十一年度から平成三十五年度までの各年度において、次に掲げる償還金又は利子の支払に充てるために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、これらの支払に充てるために必要な額に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

一　前項の規定による借入金の利子

二　第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るものに限る。）の利子

三　前二号に掲げる利子並びにこの号に掲げる償還金及び利子の支払に充てるためのこの項の規定による借入金の償還金及び利子

4　交付税特別会計において、平成三十六年度から平成四十三年度までの各年度において、前項の規定による借入金の償還金の支払に充てるために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成三十六年度にあっては前項の規定による平成三十五年度の借入金で当該年度の末日においてその償還が完了していないものの額に相当する金額（以下この項において「利子支払費用相当額」という。）を、平成三十七年度から平成四十年度までの各年度にあっては利子支払費用相当額から毎年度利子支払費用相当額の六分の一に相当する金額を順次控除して得た金額を、平成四十一年度から平成四十三年度までの各年度にあっては利子支払費用相当額の三分の一に相当する金額から毎年度利子支払費用相当額の十二分の一に相当する金額を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

附則第十一条第一項中「附則第四条第一項」の下に「から第四項まで」を加え、「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

（地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第十八条　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。